

隠岐海区便り (Vol. 72)

◎第315回(第21期第6回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、升谷、吉田、佐々木、亀谷、濱田、長府、福山、林委員

欠席委員：なし

開催日時：平成29年12月18日(月) 14:00~15:30

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

議題

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
- (2) 漁業権一斉切替えのための漁場計画案について(協議)
- (3) 隠岐海区漁業調整委員会指示の継続について(協議)
 - ・隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について
- (4) 太平洋クロマグロの資源管理について(報告)
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について
- (6) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

平成30年漁期の「まあじ」、「まいわし」のTACについて、島根県への配分量を次のとおり定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- まあじ : 33,000トン(中型まき網漁業への配分量は31,300トン)
- まいわし : 29,000トン(中型まき網漁業への配分量は28,500トン)

審議の結果、この諮問について、異議ない旨の答申をすることが決定されました。

また、これまで漁期中にTACの追加配分を受けて知事管理量を変更する際は、海区漁業調整委員会にて諮問をおこなっていましたが、委員会を開催せずに県計画を変更することができるように調整したことについて、事務局より説明がありました。

今後は、漁期前の委員会で「島根県全体の知事管理量」、「中型まき網漁業の知事管理量」に加え、「追加配分時の中まきの配分方法」についても諮問を行い、漁期中に変更が必要な場合も自動的に中まきへの配分量が変更できるという方法に変更する予定です。

(2) 漁業権一斉切替えのための漁場計画案について(協議)

平成30年に一斉切替えを迎える「定置漁業権」、「区画漁業権」について、各所の要望・意見を受けて作成した漁場計画の素案が事務局より示されました。

- 定置漁業権について
 - ◇ 新規漁業権・廃止漁業権は無し。
 - ◇ 漁場区域等の変更が1件あり。

➤ 区画漁業権について

- ◇ 新規漁業権 4 件、廃止漁業権14件、漁場区域等の変更 7 件。

審議の結果、この素案について、異議はありませんでした。

(3) 隠岐海区漁業調整委員会指示の継続について（協議）

現在、発出されている委員会指示の「隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止」の有効期間が満了を迎えるため、その更新について協議が行われました。

審議の結果、この更新について異議はありませんでした。

(4) 太平洋クロマグロの資源管理について（報告）

クロマグロ小型魚（30kg 未満）の資源管理等の状況について、事務局から以下のとおり説明がありました。

1. 島根県計画等について

➤ 第2管理期間の超過量の扱いについて

- ◇ 超過量84.6トンについては、第3管理期間以降、毎年5.28トンずつ17年間、知事管理量から差し引く

➤ 島根県計画について

- ◇ 超過量の差し引き方法について記載が追加された

➤ ガイドラインについて

- ◇ 知事管理量67.72トン、「ひき縄・一本釣（隠岐）」・「ひき縄・一本釣（本土）」・「定置（全県）」・「その他の漁業（全県）」に漁獲管理目安として配分する。

2. 漁獲状況について

- 全国（10/20時点）で2255.6トン/3423.5トン（上限）で消化率65.9%
- 島根（12/4時点）で62.19トン/67.72トン（上限）で消化率91.8%

3. 島根県の操業自粛要請等の発出の状況について

➤ 地域別・漁業種類別の漁獲管理目安（ガイドライン）について

- ◇ 7月25日 定置漁業 操業自粛
- ◇ 8月2日 その他漁業 操業自粛

➤ 知事管理量について

- ◇ 9月5日 注意報 知事管理量の7割超過
- ◇ 10月3日 警報 知事管理量の8割超過
- ◇ 12月4日 操業自粛 知事管理量の9割超過

4. 特記事項

➤ 島根県議会意見書について

- ◇ 県議会が意見書を国会等に提出（10月4日付）

➤ 全国の動き

- ◇ 北海道、岩手県で知事管理量の大幅な超過が見られた
- ◇ 北海道、宮崎県で無承認船による不法操業が行われた

- ◇ 水産庁が定置共同管理制度の廃止を含めた根本的な見直しを検討
- ◇ 第4管理期間からTAC制度へ移行

(5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下、広調委）の委員は各県から1名互選することとなっており、現在、島根県からは島根海区の中東委員が選任委員となっています。

中東委員は平成28年の8月に島根海区委員に選任され、同時に島根海区を退任した肥後委員（前広調委員）の残任期間を引き継ぐ形で広調委委員（補欠委員という位置付け）となっていますが、広調委の委員の任期は、平成25年10月1日から平成29年9月30日の4年間となっており、本来であれば任期満了前に、島根海区及び隠岐海区で承認を得た上で、正式に委員に就任していただく必要があったものの委員会開催の機会がなかったため、平成29年10月1日以降は、漁業法第98条第4項「委員はその任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。」に基づき、ご本人の了解を得た上で引き続き委員に就任いただいていた。

そのため、正式に選任されるためには、島根海区及び隠岐海区において互選する必要があり、今回の隠岐海区漁業調整委員会でも中東委員の選任について審議を行いました。

審議の結果、中東委員の選任について異議はありませんでした。